

法務委員会提案書
現訴訟代理人に対する抗議の件

2001年11月7日

(社)日本ハンググライディング連盟

会長 朝日和博殿

理事会及び理事各位

法務委員会委員長 城 涼一

記

事件番号 東京地裁平成12年(ワ)9780号
当事者 原告 和泉郁三 外1名
被告 社団法人日本ハンググライディング連盟
外2名

上記事件に関し、平成13年9月13日、当連盟会長朝日和博より、現訴訟代理人に対し、平成13年9月14日提出予定の準備書面 について当連盟内で検討未了のため、9月14日の弁論期日において、当連盟の関係では同準備書面を陳述せず「留保」して欲しい旨電話で依頼しました。

ところが、同弁護士は、9月14日の期日において、何等の留保をすることなく、同準備書面を陳述してしまった。これは、依頼人である当連盟の明示の意思を無視した訴訟対応であり、代理人弁護士として許される事ではありません。そこで、

提案 同弁護士に対し厳重な抗議をするとともに、今後は書面による明示の承諾をまって初めて、準備書面を陳述し、書証を提出するよう求めるべきである。 具体的には、理事会で上記について確認し、書面で同弁護士に通知することを提案致します。

注 準備書面とは、個々の口頭弁論期日における主張・立証を裁判所および相手方に知らせて準備させるために、当事者が口頭弁論において陳述しようとする事項を記載し、裁判所に提出する書面のことである。

準備書面は、弁論期日において「陳述」して、初めて正式に訴訟の場に提出されたことになる。準備書面を事実上裁判所に提出しながら、「陳述を留保」することもよくある。本件では、他の被告2名との関係でのみ「陳述」し、当連盟の関係では「留保」することは、ごく普通の訴訟対応である。